

わかやまし暮らしのページ協働発行业 仕様書

- 1 名称 わかやまし暮らしのページ協働発行业
- 2 目的 市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や手続等の行政情報と地域情報を加えた市民向け情報誌「わかやまし暮らしのページ（以下「暮らしのページ」という。）」を、和歌山市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 3 概要 暮らしのページは、市が提供する行政情報と、市と協働で発行する協働発行业者が編集した観光、歴史、地図等の地域情報並びに企業等の広告により構成する。
- 4 仕様 協働発行する、暮らしのページの仕様については、次のとおりとする。
 - (1) 暮らしのページの規格等
 - ア 名称 わかやまし暮らしのページ
 - イ 発行部数 172,500部（全戸配布及び転入者）
 - ウ 刷り色 行政情報 約100ページ カラー刷り
地域情報等 約80ページ カラー刷り
 - エ 規格 判型 A4版 約180ページ程度を想定
 - オ 製本 無線綴じ
 - (2) 編集等の条件
 - ア 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业者が行う。
その際、企画、編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
 - イ 市は、電子データ及び紙原稿で行政情報の提供を行う。
 - ウ 地域情報は、和歌山市域その他市が指定する範囲の地域の情報とし、その内容の範囲は、次のカに規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。
 - エ 協働発行业者は、暮らしのページの発行前に、印刷原稿を市に提出し、あらかじめ市の承認を得なければならない。
 - オ 市は、協働発行业者から印刷原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は協働発行业者に印刷原稿の修正を指示できるものとする。
 - カ 掲載できる広告の内容の範囲については、「和歌山市広告の掲載等に関する要綱」を遵守する。
 - キ 発行した暮らしのページを市内の全世帯に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入する。
 - ク 暮らしのページの納品時に、表紙及び裏表紙その他無ページのものも含めた全ページ分（広告を除いたもの）の電子データをPDFファイル等により市に納入するものとする。

5 発行時期 令和8年5月（予定）

6 著作権 行政情報に関する著作権は、和歌山市に帰属する。

7 広告 広告掲載については、各種法令等を遵守するものとし、市が内容の審査を行う。その内容が暮らしのページに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。広告はすべて協働発行事業者による取り扱いとし、その収入は協働発行事業者に属する。また、暮らしのページ発行後の広告の管理責任は、協働発行事業者が負うものとする。

8 協働発行事業者の責務

- （1）協働発行事業者は、暮らしのページの発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- （2）協働発行事業者は、暮らしのページへの地域情報や広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

9 広告等の掲載内容の変更及び取り止め

- （1）協働発行事業者が、暮らしのページに掲載する地域情報または広告の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、速やかに市に申し出なければならない。
- （2）前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入した暮らしのページがあるときは、市と協議のうえ、協働発行事業者の責任において速やかに対応するものとする。

10 発行の取り消し

- （1）市は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該協働発行事業者による暮らしのページの発行を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により、協働発行事業者の決定を受けたとき
 - イ 市が指定する日までに暮らしのページの前稿を提出しないとき
 - ウ 市が指定する日までに暮らしのページを納入しないとき
- （2）市は、前項の規定により暮らしのページの発行の取り消しを決定したときは、事業者に通知するものとする。
- （3）第1項アの事由により前項の取り消し決定を受けた協働発行事業者は、既に納入した暮らしのページがある場合は、市と協議のうえ、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。
- （4）第1項の規定による取り消しにより生じた協働発行事業者の損害について、市は弁償しない。

11 個人情報の取扱い

- （1）協働発行事業者は、本事業実施に伴い入手する個人情報の取扱いに当たっては、和歌山市個人情報保護条例その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害すること

のないよう、適正に取り扱わなければならない。

- (2) 市は、協働発行事業者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、協働発行事業者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

1 2 その他

- (1) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (3) 本仕様書に明示のない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて協働発行事業者と協議のうえ定める。